

5 諮問における検討事項について

今後の国の動向も見据えながら、成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害防止・救済のために都が進めるべき消費者教育について検討していく

○ 学校教育における消費者教育の推進

高校生等の若年者が消費者被害に遭わないために、教育庁と連携しながら消費者教育を推進する取組

【考えられる取組例】

効果的な授業実施のための生活文化局作成の消費者教育教材等の一層の活用、教員の消費者教育の指導力向上のための研修に関する取組へのサポート、学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置の検討等

○ 注意喚起・情報発信

注意喚起や消費者教育に関する情報発信を、若年者が利用するツール等を活用し実施

【考えられる取組例】

ホームページやSNS等を活用した情報発信、大学や専門学校等と連携した学生への情報発信

○ 区市町村支援

区市町村における取組への都が有する情報やノウハウの提供等

【考えられる取組例】

区市町村の消費者教育事業への支援、区市町村の実情に応じた計画策定、協議会設置などの取組支援